

京都社保協 事務局通信

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都 6 F

mail:shahokyo@labor.or.jp

41期-第14号 2020.5.29

TEL 075-801-2526 Fax 811-6170

http://kyotosyaho.web.fcc.com

第2回新型コロナウイルス感染症なんでも相談会、6月13日(土)・14日(日)に開催します

京都社保協は、14団体(5月28日現在)と協力して、6月13日(土)・14日(日)に、新型コロナウイルス感染症に関わる相談会を開催します。緊急事態宣言が解除されたものの、医療や介護、雇用、営業、子育てなど、市民生活・学生生活にさまざまな問題が生じ、たくさんの分野に及んでいます。今回も、多数の専門家が一堂に会して、ワンストップ相談会として、問題解決を目指します。当日は、「医療・介護・生活・雇用・暮らし」相談ダイヤルと「青年・学生・子育て世代」相談ダイヤルの2つのフリーダイヤルを用意し、オンライン相談も受け付けます。たくさんの市民に、「新型コロナウイルス感染症なんでも相談会」を広げていただくようお願いいたします。すでに京都総評では加盟組織・府民への宣伝を開始。新聞折り込みを検討している地域社保協もあります。29日に事務局で、市内26カ所のマスコミにも報道と取材のお願いをしてきましたが反応は、上々です。相談会成功のためにご協力をお願いします。

いのちとくらしを守る
新型コロナウイルス感染症
なんでも電話相談会
6月13日(土)・14日(日)
10:00~16:00

フリーダイヤル
0120-172-178
生活・雇用・くらし相談
*各種給付・貸付などの制度に対する疑問や相談
0120-172-179
青年・学生・子育て世代相談

今年の「なんでも相談会」の準備は進んでいますか？ 北・右京・南・亀岡・乙訓などで具体化中 京都市での国保料通知は、例年と同様6月中旬予定

今年度の「なんでも相談会」は、新型コロナの関係で、「面談による相談会は難しい」という声を聞きます。国保料の通知は「例年並み」で、6月中旬のようです。また、国の新型コロナウイルス感染症対策のひとつとして国保の減免制度ができましたが、この通知もあわせて被保険者には郵送される予定です(京都市)。国保料が払えないなどの声がたくさん増えそうです。また雇用に関わる相談も予想されます。市民の生活を守るための相談会などの取り組みを検討ください。

京都市議会に請願提出した「傷病手当金の改善」と「資格書世帯への短期証送付」は、今回も「留保」

4月21日に京都市議会に提出した「傷病手当金制度の拡充」と「すべての資格証明書交付世帯に短期証送付」を求める請願は、4月議会に続き、5月議会でも「留保」となりました。5月20日の議会で京都市は、傷病手当金の拡充に対しては「被用者は、持続化給付金などの制度が別にあること。収入額が異なり、制度設計が困難。健康保険の傷病手当金との整合性があり難しい」。資格証明書交付世帯への短期証送付は、「すでに二度、郵送で案内をしている。医療が必要で一時払いができない申し出があれば緊急的に短期証を交付している。電話で相談してくれば対応する」という姿勢にとどまっています。

傷病手当金では、鳥取県岩美町と岐阜県飛騨市が、個人事業主も支給対象にしています。京都でも実現させたいです。社保協事務局として、引き続き6月議会にむけて要請を強めるようにしています。